令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる熊本県内の災害救助法の適用について

災害救助法 適用市町村	法適用日(基準日)	被害の状況等	備考
八代市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	令和2年7月4日	令和2年7月3日からの 大雨による災害により、多数 の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれが 生じており、継続的に救助を 必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 玉名郡玉東町 玉名郡南関町 玉名郡長洲町 玉名郡和水町 阿蘇郡中小国町 阿蘇郡小国町	令和2年7月6日	令和2年7月3日からの 大雨による災害により、多数 の者が生命又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれが 生じており、継続的に救助を 必要としている。	災害救助法施行令第1 条第1項第4号適用

※令和2年7月29日現在